

はじめに

人は誰もが、医療や介護、福祉を必要とします。憲法は、13条で一人ひとりが個人として尊重され幸福追求権を有すること、25条で国に「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進」の義務を明記しています。社会保障は人権です。厚生労働省も「厚生労働白書」などで示すとおり、「誰もが安心して暮らせる社会保障制度の実現」のために、国が、疾病や失業などのリスクに対する「生活安定・向上機能」、低所得者を社会全体で支える「所得再分配機能」、年金や雇用政策により消費生活を支える「経済安定機能」の役割を果たすことが求められています。

私たちは、地域からの経済再生と、いのちとケアを大切に作る社会を求めています。その立場から、今度の総選挙において、以下の要求実現を求めています。

1. 憲法に基づく人権としての医療・介護の実現、公正な税制で格差を是正し、社会保障の拡充を

【医療提供体制を拡充すること】

- ・医療・介護・福祉・公衆衛生の予算を大幅に増やすこと
- ・地域包括ケアを支えるために、医療機関や介護施設・事業所、薬局が安定した経営を維持できるように、診療報酬、介護報酬を抜本的に引き上げること
- ・高等教育の無償化や給付型奨学金の拡充等による看護職員や介護職員の確保と養成を図ること
- ・医師の人間らしい働き方を実現し、多様な働き方を保障できるようにするため、増員すること
- ・有料職業紹介会社に対する社会的規制を強化すること。公的職業紹介事業の拡充をはかること
- ・急性期病床削減、病床機能再編ありきの「地域医療構想」ではなく、地域の実情に応じた住民本位の地域の医療・介護提供体制を確立すること
- ・医療機関が医薬品仕入れ等で支払う消費税について、被保険者負担に転嫁することなく、ゼロ税率、または軽減税率にすること
- ・コロナ特例融資の返済について、事業継続の妨げとならないよう、医療・介護関係は緊急的処置として返済猶予期間を5年間延長するなど引き続き丁寧な相談対応を行うこと

【すべてのひとに受療権を保障すること】

- ・マイナンバーカードの強制取得による健康保険証の廃止を中止すること

■医療費一部負担金等

- ・安心して医療が受けられるよう、医療費の一部負担金ゼロを目指し、当面の減免策を拡充すること
- ・子どもの医療費一部負担金は、国の制度として18歳まで無料にすること
- ・後期高齢者医療制度の窓口2割負担は早急に元に戻し、さらに減免制度を拡充すること
- ・インフルエンザワクチン、新型コロナワクチン、おたふくかぜワクチン等、接種が推奨される予防接種は、接種希望者の負担がないように自治体と国が全額補助すること
- ・無料低額診療事業実施の医療機関を増やすこと。同制度について、院外処方および訪問看護、調剤薬局にも拡大すること。国は補助を実施する自治体への助成をすること
- ・補聴器助成を国の制度として助成を実現すること

■国民健康保険

- ・保険料を支払っても生活が維持できる国保保険料にするため、十分な国庫負担を行うこと。減額・免除の措置（77条適用）を拡充すること。子どもの保険料はゼロにすること

- ・保険料滞納者への短期保険証、資格証明書発行を中止し、加入者全員に正規保険証を発行すること。
- ・国保の一部負担金を減額・免除する措置（44条適用）を利用しやすいよう改善すること

■ 歯科

- ・必要な予算を増額し、保険で良い歯科医療を受けられるよう、歯科治療の範囲を広げること

【制度の改悪を中止し、介護保険の抜本改善、大幅な処遇改善を実施すること】

- ・訪問介護の基本報酬の引き下げ撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと
- ・利用料2割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の保険給付はなしなど、介護保険の利用に重大な困難をもたらす制度見直しを検討しないこと
- ・介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること

【生活保障、雇用、くらしを守る政策を拡充すること】

- ・18歳までのすべての子どもを対象とした、医療費無料化を早期に実施すること

■ 生活保護

- ・生活保護は生活保障制度としての権利性を明確にし、周知するとともに、公正な運用をすること
- ・同意のない扶養照会はやめること。申請者が同席者を希望する場合、それを認めること
- ・エアコン設置はすべての保護世帯におこなうこと
- ・生活保護申請は基本的に受理すること。諸外国に比較し低い補足率を、6割に引き上げること
- ・無理な生活保護廃止は行わず、利用者の立場に立って事情に応じた適切な運用を行うこと

■ 年金

- ・最低年金保障制度の確立をめざし、現状で低所得にある高齢者の年金を引き上げること
- ・年金引き下げの仕組みである「マクロ経済スライド」は廃止すること

2. 憲法9条を生かし平和で、個人の尊厳が守られる世界の実現を

【改憲発議せず、世界に誇る憲法9条を守ること】

- ・憲法改憲発議をしないこと。憲法9条を守ること
- ・自衛隊の集団的自衛権の行使を認める憲法違反の安保法制を廃止すること

【辺野古新基地建設中止、戦争する国づくりにつながるあらゆる政策の中止を】

- ・沖縄県名護市の米軍辺野古新基地建設を中止し、普天間基地の即時返還を実現すること
- ・米軍の低空飛行を禁止すること。欠陥だらけのオスプレイの配備は中止し、即時撤去すること
- ・南西諸島、馬毛島、京丹後、祝園弾薬庫増設など全国の自衛隊基地の軍事的強化を中止すること
- ・安保3文書を白紙撤回し、先制攻撃を可能とする敵基地攻撃能力保有の閣議決定を取り消すこと

【核兵器廃絶、核兵器禁止条約に被爆国日本の参加を】

- ・核兵器禁止条約を批准し、日本が核兵器廃絶の先頭に立つこと
- ・核抑止力論に基づく政策を転換し、米国との「核共有」を行わないこと
- ・すべての原水爆被害者に対する救済・補償を行い、支援を拡充すること

【国際的な視点での人権保障、ジェンダー平等、すべてのひとの尊厳が守られる社会の実現】

- ・旧優生保護法のもとで行政が関与したような人権侵害を二度と起こさないこと
- ・ジェンダー平等をめざし、パートナーシップ制度、選択的夫婦別姓の実現、性的指向・性自認に基づく差別や排除を禁止すること
- ・共同親権導入を認めた改定民法は施行せず、子どもの権利を中心に据えた親権を確立すること

以上